

関係団体への書面ヒアリングにおける意見概要

※各団体から提出された意見を、事務局において中間とりまとめの項目に沿って分類・整理して記載

I 総論

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 本中間とりまとめでは、「急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的」と明記されており、生徒を中心に考えた部活動改革であることや、学校の働き方改革の推進を図ること等を示した点について評価。
- 改革の理念については賛同できる。令和4年6月の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」での提言から一貫した継続した理念であると捉えている。今後さらに、スポーツ庁、文化庁としてこの改革を主導し、自治体、関係団体への強いリーダーシップで改革を実行していただきたい。
- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的とされているが、学校の働き方改革の推進にも資することを理念に盛り込むことについて、十分議論がなさされる必要がある。
- 部活動改革(子どもたちのための改革)と、働き方改革(大人のための改革)の問題を、混同して一緒に議論していくことは今後も避けるべき。部活動改革が「子ども達のため」に行われることを強く望む。
- 少子化の進行は部活動改革の要因の一つであるが、一方で高齢化や国民全体としての所得の伸び悩みにより、民間主導で学校部活動に代わる団体の設立、指導者の確保が困難な状況は、当初から見込まれていた課題である。官がリードして民間等と一体になって、この施策に取り組む姿勢を望む。

- 地域全体でスポーツ・文化芸術活動を充実させ、多様な活動機会が提供されるよう、今後も社会全体に対して国として改革の理念を継続的に発信していただきたい。地域クラブ活動は部活動の延長ではなく学校外の活動とするものだと、地域クラブの位置づけを明確にしていただきたい。
- すべての中学生において、改革の理念に書かれている、スポーツ・文化芸術に内在する教育上の意義は尊重されるべき。中学生のみならず全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実に繋げていくという視点を重視するのであれば、生徒・保護者だけでなく、国民的理解を深めるための取組が必要。
- 「地域展開」を原則としつつも、生涯スポーツといった社会教育の観点から、それぞれの自治体の実態等に応じた取組が進められるような方針・仕組みづくりを期待する。
- 地域全体でスポーツ・文化芸術活動を体験できる仕組みを「社会教育の観点から実現していく」とする方針が必要。
- 「中間取りまとめ」前文では、「今後の中学校における改革の進展を踏まえて必要な見直しの議論が行われることを期待する」とあるが、本改革の理念はさらに広く共有される必要がある。次期改革期間における高等学校への改革の方向性をメッセージとして発信する必要がある。
- 中学校部活動の地域移行について、教育制度の中で、どのような制度設計を考えているのか、グランドデザインを明確に提示いただきたい。その上で、そのグランドデザインを具現化するための方策として個々の課題を明示すべき。
- 理念の部分に、障がいのある子供たちのことを前提にしていただいたことは大きな一歩である。最終的な報告書では、スポーツや文化芸術活動を含めて、「障がいの有無や性別などを問わず、全ての子供たちが希望すれば受け入れられることが当たり前である」ということを、より強いメッセージとして発信できればと考えている。

(2) 地域クラブ活動の在り方

<総論・多様な生徒のニーズ等への対応>

- 部活動改革については、今まで、学校部活動の担ってきた教育的意義を、生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動の場として創設される「地域クラブ活動」へ継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが、重要であるという考えには賛成である。
- 地域の関係者が指導者として関わることで、地域の中学生の良さを知ったり、生徒もお世話になっていることに感謝の気持ちをもったりすることで、地域に素晴らしい雰囲気が生まれると考える。
- 実現が期待される新たな価値の例にある「生徒の個性・得意分野等の尊重」は、「令和の日本型教育」の理念とも合致するとともに、地域展開においても、生徒の多様なニーズへの対応が可能となることは望ましいものである。また、学校段階にとらわれない継続的な活動(引退のない継続的な活動)は、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくという改革の目的に合致するものであり、体制整備が叶うこと期待する。
- 地域クラブ活動が生徒のニーズに合った多種多様なスポーツ・文化芸術活動を体験できる機会の場となることで、よりよい部活動改革につながると考える。
- スポーツや芸術などを「極めたい生徒」「勝ちたい生徒」と「楽しみたい生徒」との意識の差を、今まで学校は、生徒の意識を高めたり、融和させたりしながら活動してきた。地域展開された時に、多様な生徒のニーズにどのように対応できるのか、「楽しみたい生徒」の居場所はどの程度確保できるのかという課題が存在する。
- 「部活動に参加していない、運動が苦手な、学校に馴染めない」子どもに対する対策が必要。
- 障害のある子どもや外国籍の子どもなど多様な子どもが安心して参加できる「地域クラブ活動」としていく必要がある。

- スポーツ・文化芸術創造を通して「地域の子供を地域で育てる」際には、「学校」の枠組は不要ではないか。いわゆる学区域（自分の住んでいる地域）外の特別支援学級・特別支援学校に在籍している生徒もともに活動できるフレームにするチャンスにできればよい。
- 現状では、競技歴のない教員が運動部活動の顧問をしていることが多いため、時間的な負担だけでなく精神的な負担感をもっている。そのため、地域の地域クラブ活動として専門家が専門的な指導することで教員の負担感が軽減できるとともに技術向上を目指す生徒（保護者含）の期待に応えることができるなら素晴らしいと考える。

＜活動内容の質の確保・向上＞

- 学校部活動は、今まで教育専門職である教師により、様々な生徒の実態を踏まえ取り組まれてきた経緯がある。質の高い指導者を確保することにより、生徒の意欲を高め、より自発的に取り組むことができる地域体制作りが求められる。
- いじめや指導者によるハラスメント等のない安全な「地域クラブ活動」とするためには、社会教育の一環として自治体で推進するとともに、指導者をはじめ関係者の研修が必要。

＜地域クラブ活動の定義・要件及び認定＞

- 地域クラブ活動を学校部活動と同様に「学校教育の一環」とするのかについても併せて、明確なものにする必要がある。
- 地域クラブの定義・要件や認定主体、認定方法等については、すでに検討中の地方公共団体もあり、公的支援の有無との関係もあることから、国として早急に示してほしい。
- 定義等の検討に当たっては、すでに地域展開に取り組んでいる自治体もあることから、その取組の妨げにならないようにするとともに、今後取り組む自治体においても、地域の実情に合わせて地域クラブ活動が設立、活動しやすいものにすること。

- 文化芸術活動においては、スポーツ活動と異なり、運営・実施主体が個人になる場合も多く、国の地域クラブの認定方法の指針にあたっては、部活動指導員制度のように、基礎自治体の教育委員会等が専門性や適性等を確認して認定するという在り方もあるのではないか。
- 「地域クラブ活動」の「クラブ」の概念について、全国において共通したものではなく、バラバラである。これまでの部活動はどちらかというと「チーム」であり、「本来のクラブ」ではないと思われ、「地域クラブ活動」が「本来のクラブ」であるならば、「チームとクラブの違い」を踏まえた用語の整理が必要であり、「最終とりまとめ」には「地域クラブの定義」を盛り込んでいただきたい。また、今後示していく地域クラブ活動の定義や要件についても、この「地域クラブの定義」を踏まえた検討が必要であると考える。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 「地域移行」という表現は、部活動を学校から切り離すという印象が強く、部活動改革に躊躇している学校や自治体もあるのではないか。新たな「地域展開」の名称は、学校を含めた地域全体で部活動を支えていくという改革の理念が簡潔明瞭に示されているよい名称である。
- 最終目標は、部活動を学校から切り離し、地域クラブ活動へ「移行」させることであることを明確にするべきである。「学校と地域を二項対立で捉えるのではなく」とあるが、従来の学校部活動を地域クラブ活動へ移行させていくという方向が不明確とならないか心配。学校部活動から、地域クラブ活動に、将来的には移行させていくという方向性は明確に記載してほしい。
- 今後「地域連携」「地域展開」という名称を使用することには、学校が主導的に活動する学校部活動の延長という印象を受ける。定着してきた名称（「地域移行」等）を変更することで、これからの中止に支障が出るのではないか。学校部活動との違いが伝わる名称を求める。
- 「地域展開」の名称は「部活動を地域に広げていく」というイメージで捉えられる可能性がある。実施主体を学校から地域（中心）へと転換していくという趣旨や、責任の所在の明確化という論点等を踏まえ、「地域転換」など地域が主体となっていくことをより明確に表す名称とするよう検討いただきたい。

- 「地域移行」や「地域連携」が「地域展開」と名称が変わることで、活動の主体が学校から切り離せないのではないかと懸念。地域移行のリーダーシップをとるべきは自治体であることを強調する必要。
- 「従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプト」を明らかにした点については評価できる。一方で、「地域に存在する人的・物的資源（学校の体育・スポーツ・文化施設を含む）を活用」と示しているが、質の高い人材を確保するためにはそれなりの報酬を支払うことや生徒が安全に施設を利用するための施設に係る費用負担が必要不可欠である。
- 「地域展開」への名称変更は、地域クラブと学校が二項対立するのではなく、これまで学校が運営してきた活動を広く地域に開き、地域全体で支え、より豊かで幅広い活動を可能にしていくという具体的な提案であり、今後の部活動改革の方向を広く世間にご理解いただけるものと感じている。

（4）改革を進めるに当たっての基本的な考え方

＜国の財政支援等＞

- 基礎自治体にとっては、財源確保が大きな課題であり、改革の理念を実現するためには、国の財政支援が必要不可欠。中間とりまとめでは、「受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が 支え合いながら適切な支援を行うこと。」とされており、大変ありがたい。
- 今後、自治体間の格差を解消・緩和し、生徒・保護者等が不公平感をもつことのないようにするためにも、国・県・市区町村の支援の役割分担をさらに明確にしていただきたい。
- 部活動の地域展開については、地域間で大きな差が生じないようを行うことが重要であり、国が的確な支援を行い、足並みを揃えた改革を実現することが望ましい。
- 地域によって子供の数やスポーツ施設等の状況が様々であること、また、スポーツや文化芸術の関連団体などの地域のリソースにも差があることなどを踏まえ、地域展開が円滑に進むよう国による支援の充実を図ること。

- 国の財政措置の方向性や規模感（予算規模、支援額、支援割合等）について、可能な限り早期に示していただきたい。
- 今後、国が都道府県や市町村とどう支え合いながら支援をするのかを具体的に示していただきたい。国が都道府県や市町村を支え、新たな負担に地方が耐えられるように支援していくことが必要なのではないか。特に、吹奏楽部等文化部においては、学校行事での活動は運動部以上であり、高価な楽器等の道具を利用する活動において、学校部活動から地域展開するにあたっての費用の負担等について円滑に移行できるよう願いたい。
- 国がしっかりと支援をするとともに、まだ進まない地域においては、専門のコーディネーターを派遣するなどの支援を期待する。
- 過疎地域においては組織体制・財政基盤の整備が厳しく、指導者の確保も困難である。
- 地理的条件に恵まれない自治体における、移動による時間的・経済的負担や指導者の確保などの課題についても、適切に対応していく必要がある。
- 地域クラブにおける活動において不可欠となる、楽器や楽譜の購入、それらの維持管理にかかる費用に対して、国もしくは自治体の適切な援助をお願いする。楽器は非常に高価な物であり、楽譜も近年、非常に高騰しているため、これらをすべて受益者負担で賄うことは不可能に近い。受益者負担に頼った地域クラブでは、経済的に余裕のない家庭の子どもたちは参加できない。

＜生徒・保護者等の理解、周知・広報＞

- 保護者や地域の理解なしには部活動改革を進めることは不可能。中間とりまとめでは、「国が先頭に立って、改革の理念や改革の進め方、費用負担の在り方等について丁寧な周知・広報を行っていくことが重要であること」とされており、国のリーダーシップのもと「地域展開」を進めていくことを明確にした点について評価する。
- 地域展開等を進めるに当たっては、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知すること。また、一定の受益者負担が生じることについて、国においても十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。

<国・中央団体から都道府県団体等への働きかけ>

- 国においても日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団、中央競技団体等と適切な役割分担のもと、連携・協働していただき、中央団体から都道府県団体等に、本改革が着実に進展するように働きかけを行っていただきたい。
- 地域展開の推進に当たっては、国においても、日本スポーツ協会や日本中学校体育連盟などに対し、地域クラブ活動に対する理解・協力をさらに求めることが必要である。また、地域展開を円滑に進めるため、地域クラブ活動における各関係団体の役割を明確にすること。

<デジタル技術の活用>

- デジタルを活用する際には、生徒の意欲が維持されるような良質なコンテンツが必要になる。デジタル技術を生徒の自主学習等に用いる際には、どのように対面指導と組み合わせていくかが課題である。デジタル技術の導入についても地域格差が生じることがないようにする必要がある。

2. 改革推進期間の成果と課題

- 「改革推進期間」において、地域の実情や生徒のニーズを踏まえ、改革が進められてきたことについて評価する。本中間とりまとめでは「次期改革期間」が設定されたが、部活動改革が停滞する様子がないように、国によるリーダーシップのもと、各地方公共団体の実情に応じた取組を加速することが重要。
- 国による実証事業が各自治体の実態に応じてより効果的に活用できるよう改善を図ること。
- 改革推進期間において明らかとなった全国に係る課題について、今後の地域展開に活用できるよう、具体的に分かりやすく提示すること。また、地域クラブ活動の受け皿となる団体など地域資源等の格差があり、取組がうまく進捗していない自治体の課題（支障事例）などについても盛り込む必要がある。

3. 今後の改革の方向性

(1) 基本的方針

- 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の移行について、「次期改革期間」において本格的に進めるとされ、また、平日の地域展開はできるところから取り組むこととされていることについては、おおむね賛同する意見がある。一方、休日と平日を分けて取り扱った場合、指導の一貫性、継続性の面から現実的ではないとの意見もある。
- 現在取組を行っている休日の地域展開について、すべての地方公共団体で実施されるようにすることが優先されるべき。休日の地域展開について、足並みをそろえたうえで、平日の地域展開を進め、すべての部活動の地域展開を目指すことが望ましい。そのためには、地方公共団体における地域展開の実施状況を継続的に把握し、地域展開が進んでいない地方公共団体には国が責任をもって支援することが重要である。
- 次期改革期間終了後も、部活動指導体制の方向性は一律とせず、地域の実情等を総合的に考慮し、地域の団体・指導者が主体となる「地域展開」だけでなく、合同部活動や部活動指導員・教師等も指導者となる学校主体の「地域連携」を同列に選択できるようにしてはどうか。
- 地域の実情に応じて一部の地域や種目から地域展開を行うことも想定されることから、部活動指導員の継続的な配置による地域連携と地域展開を併存させる場合もあるため、部活動指導員の配置に係る国の継続的な財源措置及び実態に合わせた補助基準単価の引き上げを求める。
- 地域によっては、「地域連携」として部活動に外部の指導者を導入したくても、部活動を実施している時間に、協力できる適切な人材がみつからないこともある。
- 次期改革期間後の「部活動」の存否や次期改革期間中の具体的な計画についても、最終とりまとめでは、お示しいただきたい。
- ガイドラインの運用にあたっては、地域の実態を十分に考慮した柔軟な対応を可能とすること。

- 地域展開している団体の多くは、平日は学校部活動として、休日は地域クラブ活動として活動しており、まずは休日の地域クラブ活動の充実、そして発展的に平日の活動へ、徐々に移していくことが現実的。
- 中学生や近く中学生となる小学校高学年の生徒や保護者がどのような地域クラブ活動のメニューを期待しているか、どの程度の費用負担を許容しているか等のニーズ把握を確実に実施して、施策に反映させることが必須と考える。ある程度強制力をもったニーズ把握の実施を徹底いただきたい。

(2) 改革の進め方

①休日における取組方針

- 部活動を地域で支えることにより、学校における働き方改革を推進とともに、急激な少子化による生徒の主体的な取組を支える環境の整備が急務だと考える。国のリーダーシップの下、各地方公共団体の実情を踏まえ、休日の地域展開を強力に進めることが示されるべきである。
- 「次期改革期間内において、原則として、全ての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すことが考えられる。その際、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。」とあるが、地域の実情を踏まえ「地域連携」についても排除せず、「地域展開」ではなく「地域展開等」と表現の変更をお願いしたい。
- 「中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により・・・次期改革期間内での地域展開が困難な場合には、当該地方公共団体において、将来的な方向性や計画等の検討を進めるとともに、当面、学校部活動の地域連携として部活動指導員の配置等を適切に実施することも考えられる。」とあるが、将来的には「地域展開」だけを認めるように読み取れるため、表現の変更をお願いしたい。
- 指導者確保の課題は大きく、部活動指導員の更なる配置充実も含め、財政支援等が制度として整備されなければ、地域によっては、「地域連携」の取組しかできないとの意見がある。

②平日における取組方針

- 平日の地域移行も推進すべきであり、「先進事例」について、周知する必要がある。
- 休日と併せて、すべての部活動の地域展開を目指すことが望ましい。平日における学校部活動の地域展開が推進され、完成に向かうことにより、中学校教師の時間外在校等時間の縮減が期待できる。
- 平日における「地域展開」については、指導者や受け皿となる団体の確保をはじめ、生徒の移動手段の確保やその財政負担など課題も多く、それらの解決に向けて十分に議論を行い、具体的な方策等を提示すること。

（3）次期改革期間の設定

- 次期改革期間については、各地方公共団体の実情を配慮しつつ、休日の学校部活動の地域展開を着実に進めることに加え、平日の地域展開についても取り組むことを明示していることに関して評価する。中間評価の結果を踏まえ、すべての地方公共団体が地域の実情に応じた地域展開を推進できるように支援することが重要である。
- 改革期間（「前期」（令和8年度～10年度）、「後期」（令和11年度～令和13年度）の計6年間）はあくまでも目標や目安であり、各自治体の裁量で、実情に応じて計画が策定できるようにすること。
- 休日の地域展開等が進んでいるところではあるが、各都道府県の半数以上の地域、学校では、進んでいないのが実情であるため、次期改革期間の設定に賛同する。それにより、推進体制の整備をはじめ、その入り口ともなる部活動指導員のさらなる配置等を進め、取り組む自治体等が課題を改善させるために必要な資源（人材、予算等）を拠出加速させることを期待する。
- 地方公共団体が地域展開を積極的に推進するために、次期改革期間の前期・後期それぞれにおける地域展開の国目標について示していただきたい。今後の改革の方向性において、〇年度までに部活動を順次廃止していくことを明記して欲しい。

- 次期改革期間の前期 3 年間で「確実に地域展開等に着手」とあるが、この「着手」について具体的に示すこと。
- 前期終了後に行うとしている自治体の取組等に対する中間評価について、具体的にどのようなことを行うのか明らかにすることが必要である。
- 「改革実行期間」が提示されたが、様々な課題をより丁寧に検討する時間が必要。地域の実態が異なることも対応の困難を大きくしている。多くの実証を通してより良い方向を模索するためには、令和 13 年度までの時間が必要。
- どのように持続可能な地域クラブ活動の仕組みを構築するのか、そのために必要な支援策は何か、現段階で解決すべき課題は何か、という中期的な視点で個別課題への対応を喚起すべき。次期改革期間の前期 3 年間で個別課題のロードマップを明確化し、確実に実施していく方向性を明確化すべき。

(4) 次期改革期間における費用負担の在り方等

<総論>

- 地方公共団体の理解を得ることなしに、財政負担を求めることがないようにするとともに、団体間で大きな差が生じないよう国において必要な財政措置を行うこと。
- この改革を機に、中学生のみならず全ての国民の文化・スポーツ要求にこたえるための施策を各地域ですすめていくためには、国が十分な予算措置をとって、各自治体の取組を支援することが不可欠。
- 部活動にかかる費用や財源の状況は地域によって様々であることを踏まえ、適切な受益者負担と公的負担のバランスについて検討すること。また、国は次期改革期間終了後も財政支援を継続して行うことが重要である。
- 財政基盤の脆弱な都市自治体においても「地域展開」が推進されるよう、国、都道府県からの十分な財政措置が必要である。

- 地域の実情に応じて一部の地域や種目から地域展開を行うことも想定されることから、部活動指導員の継続的な配置による地域連携と地域展開を併存させる場合もあるため、部活動指導員の配置に係る国の継続的な財源措置及び実態に合わせた補助基準単価の引き上げを求める。(再掲)
- 地域展開を検討する場合には、実証事業を行い成果や課題の洗い出しを行う必要があることから、次期改革期間においても必要な財政支援を継続していただきたい。
- 費用負担の在り方については公的な支援を担保し、過度な受益者負担となるないように支援の継続的な仕組みづくりが必要。
- すべての中学生を対象に改革の理念を広く浸透させるためには、受益者負担に依存するのではなく、可能な限り「公費負担」を原則とするべき。
- 指導者や運営に関わる人の生活が保障できる体制のために公的負担を保障してほしい。
- 地域クラブ活動の運営や怪我等に対する保険など新たに生じる経費負担等の在り方についても、十分検討が必要である。
- 費用負担のあり方を令和7年度の早い段階で打ち出していただきたい。
- 寄付等による収入は長期にわたり継続して安定した財源として見込むことは難しいことから、まずは公的負担の在り方について具体的な制度構築を進めることが必要。

<受益者負担・困窮家庭への支援等>

- 懸念される保護者負担の増加については、「家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある」と示したことについて評価する。
- 受益者負担と公費負担のバランス等の費用負担の在り方の検討に当たっては、家庭の経済事情によりスポーツ・文化の活動機会が失われないようにすることに留意すること。

- 受益者負担を求める場合、特に生活困窮家庭の子どもに対する金銭的な支援が求められるところであり、各自治体の財政状況等によっては支援に格差が生じることとなる。持続可能な運営を担保し、地域展開を円滑に進めるため、公的負担部分に係る国の継続的な財源措置をお願いしたい。
- 経済的に困窮する世帯の生徒への支援については、参加する地域クラブや、居住する市区町村間で差が生じないよう、国において新たな支援の枠組みを構築すること。
- 経済的に困窮する世帯の生徒への支援については、生活保護制度との関係性についても留意することが必要である。
- 「部活動は無償である」との国民の意識を払拭し「指導に見合った対価を支払う」ことが認識されるように国が中心となって広報を行うことを要望する。
- 受益者負担と公的負担のバランス等の費用負担の在り方について、円滑に改革を進めるためには保護者の理解が不可欠である。自治体間で大きなばらつきが出ないように、国において一定程度の費用負担割合や金額等の目安を示していただきたい。
- 本来、生徒にとって望ましい環境を作るための改革が、生徒の経済的な理由等により活動が困難になることがあっては本末転倒である。

<部活動指導員>

- 部活動指導員配置促進事業については次期改革期間においても補助を縮小せず、市町村が十分活用しながら地域移行へ進められるように支援を継続すること。

(5) 更なる改革のために特に地方公共団体等に伝えるべきこと

- それぞれの地方公共団体が、国の「次期改革期間」に合わせて、スケジュールを明確にし、地域への告知や活動主体の募集等、必要な取組を計画的に進めていくことが重要である。生徒が置き去りにならのように地域展開が進められるように配慮することが重要である。
- 部活動改革の重要性を地方公共団体の首長に理解してもらうことが重要。

4. 地方公共団体における体制整備等

(1) 地方公共団体内における推進体制の整備

- 専門部署の配置や総括コーディネーターの配置などについては、自治体による地域格差が広がらないように、国からの継続的な財政支援が必要。
- 各地域で異なる条件を踏まえて、どのような形で実施可能であるか、具体的なゴールを明確にして、中間とりまとめにあるように「個別の部署のみで取組を進めるのではなく、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって」強力に進めて行く必要があると考える。現在、地区によっては、各自治体の教育委員会や任命された担当課が地域クラブの活動を担う事務を行っており、担当者は他の業務も担当している現状がある。この改革を強力に推進していくためには、地域展開に特化した専門の人事配置もしくは外部委託が必要である。
- 「総括コーディネーター」の配置に関しては、学校も含めた連絡調整が不可欠であると考えるが、それが教師（担当教諭や管理職等）の過度な業務負担にならないように、その実施方法等を十分検討することを要望する。
- 総括コーディネーターの配置等の推進体制を整備して取り組んでいる例があることについては理解するが、部署の設置など自治体の組織体制の在り方については、個々に言及するのではなく、自治体の判断に委ねるべき。

(2) 都道府県の役割及び複数の地方公共団体が関わる広域的な対応

- 都道府県のリーダーシップの有無が自治体格差を生んでいる要因の一つとなっている。中間とりまとめでは、「都道府県が広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮するとともに、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行う」とされており、国・都道府県・市区町村と一体的な取組が今以上に進むと期待できる。
- 人材や施設等が十分な地域については、地方公共団体単独での地域展開が可能であるが人材や施設等の資源が乏しい地域においては、地方公共団体の枠組を超えて実施することで、生徒の体験格差が生じないように配慮していることに関して評価する。

- 複数の市区町村による広域連携については、隣接する他の都府県の自治体との実施を可能とすること。
- 「誰一人取り残さない」とする地域クラブ活動を進めるためには小さな地域では限界がある。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブについては、「教育的意義を有する活動」であり、「生徒の望ましい成長を保障するもの」とされ、活動の実施に当たって、「地域クラブと学校との連携が大切」と明確に位置づけがされている。次期学習指導要領の改訂に当たっては、この趣旨に沿った記載が望まれる。
- 中学校学習指導要領総則における部活動に係る規定について、次期改訂に向けて記載の在り方について検討を深めることを示した点について評価する。「部活動は学校教育の一環である」とする学校部活動の学習指導要領への位置付けが、部活動の地域展開の障壁となる可能性も考えられるため、記載の在り方について検討することにより、部活動の地域展開をより加速させることになると考える。
- 学校部活動を地域展開するに当たって、学校の働き方改革の観点も踏まえ、引き続き学習指導要領において「学校教育の一環」として位置付けるのかどうか、十分な検討を行うことが必要である。また、意見の中には、学習指導要領に、学校部活動と地域クラブ活動を切り分けるなどを求める意見もある。
- 学習指導要領では、部活動が教育活動の一環とされているため、学校から切り離してよいのかと地域移行に踏み込めていない自治体がある。文部科学省が平成 31 年に示した「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」において、部活動が「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」であるならば、学校の教育活動からは切り離すべきであり、次期学習指導要領から部活動の記載は削除されるべき。総則には、社会教育である地域スポーツ・文化芸術創造等については教育委員会や学校の裁量とするなどを明記すべき。
- 学習指導要領における取扱いとして、教育的意義を有する活動であるからという理由で「学校」という枠組みを残すと、新たな価値は創造できないのではないかと考える。

- 地域クラブと学校の連携の大切さについては理解するが、各学校が、個々の生徒が所属する地域クラブとそれ活動方針等の共通理解を行うのは、学校の負担も増え、実質困難。学習指導要領の改訂にあたっては、連携の大切さを記載する場合でも、地域クラブの活動に対して学校が責任を負うものではないことが明確になるよう、記載の在り方を検討してほしい。
- 「当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定...」といった表現もあるが、いわゆる従前の「地域移行」の考え方が後退しているかのような印象を与えないように、表現等を精査していただけると有難い。
- あいまいな表現ではなく、地域展開に即した言葉で表現して欲しい。
- 学習指導要領における学校部活動の教育的意義や位置付けに関する記載については、地域クラブ活動と明確に区分できるような記載となるよう、十分に検討いただきたい。
- 学習指導要領における学校部活動の位置付けに関する記載について、改訂前にある、「教育課程外ではあるものの、学校教育活動の一貫」という記載は変えないなど、学校部活動を継続する場合も不利益を生じないように十分に検討いただきたい。
これまで学校教育が目指す資質・能力の育成に貢献してきた部活動について、国としてどう位置付けていくのかを明確にし、これまでと矛盾のない制度設計をしていただきたい。
- 部活動の地域展開は学校を包含するものとして位置づけ、これまでの学校教育の側面を有するものとして取り扱うべきではないか。
- 障害のある生徒とそうでない生徒、特に他校生徒と一緒に活動となる場合の生徒同士の関わりについて課題がある。

II 各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備

- 地域クラブ活動を担う運営団体の運営費用等、特に団体の立ち上げの際には相当の費用が必要となることが考えられるため、運営団体の体制整備に対する国の財政措置等を含めた支援をお願いしたい。
- 生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するためには、受け皿となる地域クラブの確保が重要であり、クラブの立ち上げや指導者への謝金等、運営団体・実施主体の体制整備に係る運営経費を補助するなど、財政基盤の確保が必要になると考える。
- 全国における地域展開の進展状況に応じて地域クラブと学校の連携の在り方も変化していくことを踏まえ、その連携の在り方については、先行事例の周知等により、国において具体的な方法をお示しいただきたい。また、子どもたちの個人情報の取扱いに係る方針や基準について国が統一的な見解を示す必要があるものと考える。
- 活動運営費については、自治体から財政援助を受けるためのシステムが整っていない。そのため、苦肉の策として、NPOとして申請する以外、方法がない状況となっている。所属する部員から徴収する部費も最低限に抑えているため、必要な教具等は、自身で支出したり、他のスポーツ団体からの使用済みの物を提供したりしてもらうなど、運営は極めて苦しい状態である。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体や指導者に求められる、マネジメント力、コンプライアンス遵守、収支管理の徹底と監査、技術の指導力と知識など、運営団体・実施主体や指導者に認識し自覚いただきたい事項は、最終とりまとめに確実に明記すべき。
- 各実施主体と指導者、参加者、保護者との情報共有やスケジュール等の連絡調整をする機能が大切。

2. 指導者の質の保障・量の確保

<総論>

- 指導者のライセンス等の取得や研修参加費用の補助の在り方、公務員活用（時短勤務、兼職・兼業）、民間企業等での平日・休日での指導が可能となるような勤務体制についても検討していただきたい。
- 現実的には、協力していただける指導者の方々は、定年退職後の方である。平日の指導については、仕事をもたれている方は早く終えなければならず、経済的にも時間的にも自身の生活を犠牲にしなければならない。
- 地域展開を担う指導者は、退職した教職員を含む「地域の関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障」するとあるが、どういった人物を想定されているのか具体的に示して欲しい。

<指導者資格の在り方等の質の保障>

- 指導者資格の在り方を検討し、様々な分野のスポーツ・文化活動の指導者を幅広く確保できるようにする必要がある。
- 指導者がどの自治体においても、地域クラブ活動の指導者として指導できるよう、国において地域クラブ活動の指導資格を証明する制度の創設など、全国一律の指導者資格基準について検討していただきたい。
- けがの予防や安全面、SNS の誹謗中傷などへの対応も踏まえ、指導者の信頼性や地位の向上のため公的な資格認証制度が必要。
- 指導者におけるハラスメント等の防止にむけた研修を義務づけたり、資格制度を整えたりするなどの対策が必要。
- 良質な指導者によって、活動の安全が保証される状況を確保（担保）することが求められる。つまり、適切な資質・能力のみならず、社会からの信頼・信用を意味する公共性・公益性が指導者に求められると考えられる。従って、「最終とりまとめ」には、「適切な資質能力に加え、公共性・公益性を備えた良質な指導者」といった表現をしていただきたい。

- 競技等の専門性があるからといって中学生期という多感な時期の生徒への指導は一朝一夕にはいかない。生徒から信頼を得て、良好な指導体制に入るまでに相当の時間がかかる。
- 中体連では、中体連主催の大会に出場する地域クラブの指導者に対して、主管協会の登録を義務付けており、現在指導者資格の取得義務についても検討中である。教員である程度担保されていた指導者の質（技術面以外の部分）は維持できるか懸念がある。
- 指導者に求められる資質、指導者が兼ね備えるべき技術や知識などを具体的に提示すべき。あわせてアルバイト感覚や「隙間時間を埋める」といった意識の者に指導させないような仕組みの構築を明示すべき。特に、教育基本法や学校教育法と関係施行令や学習指導要領など、中学生の教育に関する最低限の知識習得を求めるべき。
- 地域クラブ活動の所管主体は、運営団体・実施主体や指導者に対してコンプライアンス遵守やハラスメント防止の研修受講を義務化するなど、対策の徹底を明記すべき。
- 外部指導者の資格認定の方法や、取扱い（資格保持者の位置づけや、派遣方法等）について、今後具体的な施策の策定をお願いしたい。

＜教師の兼職兼業＞

- 地域移行において教師の「兼職兼業」が強要されないようにし、指導を希望しない教師は関わらなくて良い仕組みを構築すべき。
- 兼職兼業の制度の実効的な運用を検討する必要がある。
- 「指導を望む教師の兼職兼業の推進」について、兼業のため職務の遂行に支障が生じたり、業務量に配慮しなければならなくなること、学校に残る教員に負担が生じるような事態などは避けなければならないと考える。

- 長年の間、部活動指導に携わってきた教員は、競技の技能だけでなく生徒の人格的な成長にも大きく貢献してきた。希望する教員には、今後も引き続き指導に携わってもらうことが地域スポーツ等の振興・発展につながるものと思われる。部活動指導と併せて「地域スポーツ等への従事」を職務の一環として位置付け、兼職兼業の柔軟な対応などにより、その教員の強みを継続的に発揮できる体制・環境づくりを推進することも有効である。
- 兼職兼業を希望する教職員の規制緩和を明文化、または優秀な指導者の確保において、国が各自治体に対して指導的な役割を担い、そのための発信に努めていただきたい。なお、顧問や部活動指導者を希望しない教職員への配慮に対し、国や自治体が中心となり、確実に取り組んでいくことを強く望む。
- 部活動の積極的な教員の兼職兼業を保証すること、一方で部活動を望まない教員に強制しないことを保証することが必須で明記すべき。

<財政支援等>

- 外部指導者・地域の指導者等の確保は容易ではなく、都市部と地方、部活動の種別等により、指導者確保の状況は大きく異なる。部活動の指導にあたる人材については、国の責任において確保することが重要である。
- 部活動や地域スポーツの運営・指導を円滑に行うには、高度な資質・能力・技能を具備した人材が必要であり、こうした人材を確保するためには、公的な経済的保障が必要不可欠である。
- 指導者に対する謝金の財源確保は、各地域でも課題となっている。受益者の一部負担もやむを得ないと考えられるが、負担が増えれば地域クラブへの参加を希望する子ども自体が減少することが予想される。各自治体が財源確保のための対策を講じるべきであるが、自治体によっては、国・都道府県の持続的な資金援助がなければ、指導者の確保は困難である。

<その他>

- 部活動指導員を地域クラブ活動の指導者として活用することも指導者人材の確保において重要であることから、「部活動指導員は地域指導者として活躍することが期待される」等の一文があつても良いのではないか。

- 「地域連携」を進めている自治体もあり、民間の人材バンク等の職員を含めた様々な指導者について、学校教育に関する十分な理解を有すること等の条件が揃えば、学校部活動において顧問と同程度の権限等を有することができるよう検討していただきたい。
- 部活動顧問を希望しない教職員の意向が尊重されるよう、校内の部活動数を調整したり、部活動指導員の配置をすすめたりする必要がある。
- 教師等が部活動指導業務に従事する場合、報酬に外部指導者との格差が生じることのないよう必要な体制を整備することも必要ではないか。

3. 活動場所の確保

- 学校施設の活用の際に、教師の負担が増えることのないようにすべき。
- 学校施設を利用する際の指定管理者制度等の活用についても検討が必要。
- 施設の老朽化等、安全確保のための対応についても慎重な検討が必要。
- 学校施設を活動場所とする場合、学校の備品と地域クラブ活動の使用する用具が混在しないよう、保管場所の検討や地域クラブ活動が学校の備品を使用する場合のルール作りについても検討する必要がある。
- 体育館やグラウンド等の学校施設の開放、各市町村や民間企業の施設等、適切に利用できるよう、管理申請等の整備を再考する必要がある。
- 地域クラブで活動場所が定まっていない場合は、毎回その連絡調整に苦慮している。行政から何らかの支援の手立てが必要であると思われる。
- 活動の場（練習場所や楽器・楽譜保管場所等）としての学校施設・公共施設の利用に関し、国が自治体に対して働きかけを行っていただきたい。
- 部活動と地域クラブ活動が混在する状況に対し、著作権の扱いや学校施設の利用、社会教育施設や劇場・ホールの使用やこれら施設使用料減免の扱いなど、解決すべき課題が山積している。学校教育と社会教育が混在する中の解釈など、一定の歯止めや指針を提示する必要があり、その目安を提示いただきたい。

- 現実的に、学校の施設、備品をどのように開放しているのかを示さずして、改革を進めていけば、「学校の部活動の廃止」に進むのではないか。吹奏楽・マーチング・その他施設や備品を使用する部活動は、学校以外に活動する場所はない。

4. 活動場所への移動手段の確保

- 公共交通機関の運行ルートの変更や、生徒が利用する場合の運賃の補助など、交通事業者への働きかけや財政支援を通して、生徒が地域クラブ活動に参加しやすい環境を整える必要がある。
- 学校間の距離が離れている地区が多くあり、例えば拠点校方式を採用しても移動時間がかかるため、休日は可能でも、平日の活動は困難な例が多くある。学校間の距離がある場合、保護者やスクールバスの利用が考えられるが、保護者の負担増、スクールバスの運行に係る運転手や燃料代の確保等の解決しなければならない問題が山積しており、地域によっては市町村を超えた連携は困難が予想される。
- 移動の際の交通費の負担や安全な移動手段の確保が課題。
- 活動する子どもの移動手段の確保だけでなく、楽器等の活動に使用する用具の運搬もあることから、用具の運搬方法に加えて、運搬に係る経費に対する国の支援について検討していただきたい。
- これまでの試合や合宿、県外遠征に参加する際の、各補助制度が維持もしくは拡充されるような制度設計が必要。

5. 大会やコンクールの運営の在り方

<大会の在り方等>

- 大会やコンクールの運営のあり方の検討に当たっては、子どもたちが成果を発表できる場が大きく失われないような方策を検討していただきたい。
- 競技種目によっては過剰に大会（競技会）等があり、指導が過熱したり移動範囲が広域になったりするなど、生徒や教職員への負担や保護者の経済的負担等が大きくなっているため、上位大会や他県との交流を目的とした大会などの精選が必要である。

- 中体連大会に代わる大会や各種コンクール等の開催や、開催に係る国の費用負担等を含めた検討をしていただきたい。
- 全国中学校体育大会等の各種大会における参加資格を、希望する全ての地域クラブが参加できるように整備することについて、国が中心となって日本中学校体育連盟等の関係団体と協議・整備すること。
- 地域クラブ活動の大会参加については、競技種目によって、指導者に専門資格を有することなどが求められ、地域クラブの指導者の状況によっては、大会参加が困難な場合があるため、競技団体の大会参加要件の見直しを行うなど、学校部活動との格差のない仕組みとすることが必要。
- これまでの試合や合宿、県外遠征に参加する際の、各補助制度が維持もしくは拡充されるような制度設計が必要。（再掲）

＜引率・運営体制等＞

- 地域のスポーツ・文化芸術活動の目標となる大会やコンクール等は必要不可欠なものであり、指導を望む教師と同様に、全中はもちろん地域の中体連大会等の運営協力を望む教師の兼職兼業を推進することなども検討すべきではないか。
- 各大会でのスポーツ団体等の参加資格や、教師にとって大きな負担となっている引率・大会運営等についてもより慎重な検討が必要。
- 平日の地域展開を見据え、教員が主体となって運営している現在の大会やコンクールを、地域の人材で運営する大会に変えていく必要がある。
- 大会運営に希望する教師が関わる際も、兼職兼業発令により、一定の報酬を得て参加する体制の構築についても検討すべき。
- これまで、参加校から役員や審判等を出すことで運営が成り立っている大会やコンクール等がある中で、部活動が減少することで役員等のスタッフも減少し、大会の実施に支障をきたすことも懸念される。大会運営や出場要件等についても、国として一定の基準を示していただきたい。

- 都道府県中体連事務局の人員のほとんどは、教員と事務局の両方の仕事に携わっている。「地域クラブ活動」の対応には、登録手続きをはじめとする事務内容が多岐にわたり、通常の2倍以上の労力や時間を費やしている。したがって、「地域クラブ活動」と中体連の橋渡しをはじめとする専門的な対応を任務として、早急に「コーディネーター」の設置を国として予算化していただき、都道府県中体連事務局に配置できるようにして頂きたい。
- 地域クラブは大会に参加するのみで、運営にほぼ携わっていないのが現状であり、県中体連への参加申請手続きや大会連絡を中体連が行っている。中体連主催の大会に地域クラブが参加する場合も、大会に参加する以上は運営に協力し、手続等も各クラブで完結すべきであるが、地域クラブは各競技が別々の組織であり、現状では難しい。今後、地域展開を進めていく上では、地域クラブの競技を超えた中体連のような取りまとめ役の団体を設立し、中体連と連携を図るのも一つの対策であると考える。

<生徒の出欠の取扱い>

- 平日に大会等がある場合の、生徒の出欠席扱いなどの問題が懸念。
- 大会を教育活動の一環とするかどうかを含めて公認欠席の対象とするか否かの検討が必要。

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 学校部活動の在り方が大きく変わることについて、地域・保護者の理解が得られるよう、国として改革の意義や方向性を効果的に発信していただきたい。

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 地域クラブ活動において発生する問題に対しては、実施主体、運営団体となる団体がリスクマネジメントに主体的取り組むことは第一義である。他方、地方公共団体も施設管理責任をはじめ、事故や指導者の不適切行為の防止などの問題発生時の対応に、協力して取り組むことが必要であると考える。
- 活動中の事故や指導者の不適切行為等の防止対策、事故や不適切行為等が発生した際の責任の所在や指導者資格の取扱い、生徒及び指導者の保険加入など、国による生徒の安全確保のための体制整備に係るガイドラインが必要。

- 地域クラブを担う運営団体・実施主体が安心して活動できるよう、活動中の事故や不適切行為等への対応や責任の所在等について相談できる専門的な人員配置に必要な経費の補助など、体制整備に係る費用について国の支援を検討いただきたい。
- 令和8年12月下旬が施行期限となっている「学校設置者等および民間教育保育等事業者による児童生徒性暴力等の防止等のための措置に関する法律」において、部活動の地域移行後の地域クラブ等においても、従事者の犯歴確認等が必要な「民間教育保育等事業者」に含まれる可能性がある。「民間教育保育等事業者」の認定対象の範囲の整理については、こども家庭庁で検討中であるが、地域クラブ等が含まれた場合には、新たなガイドラインに上記法律等への対応について明記するとともに、国においても地域移行に関わる団体への周知・広報を実施すること。
- 地域クラブ活動における生徒等の災害に対しても、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象にするなど補償体制についても検討すること。

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 地域クラブ活動に障害のある生徒も参加できるよう、教員が担っていた役割を踏まえた体制整備と人材育成の充実が必要である。
- 障害のある生徒を受け入れる地域クラブ活動においては、「共生社会」「インクルーシブ」「合理的配慮」等の考え方を浸透させることが大切である。
- 部活動を地域に展開していく考え方の中で、地域にあるスポーツクラブ等には、障がいのある子供たちが目の前にいることを前提に取り組んでいただき、障がいのある子どもたちへの指導法がわからない、施設面から受入れが出来ないなどの事例が起きないようにするべき。
- 土日は療育等に通う生徒もあり、土日の活動保障をどうとらえるかが大きな課題である。
- 障害のある生徒の活動機会を確保・充実できるよう、活動会場をバリアフリーにするための施設改修にかかる財源の確保が必要になると考える。

- 障害があるために移動が困難であり、活動を始める前からあきらめざるを得ないケースもあると聞くため、アクセスに対する財政的な支援も必要。
- 都道府県や市区町村レベルにおけるパラスポーツの競技団体がほとんどないことから、地域の指導者が障がいのある子供たちへの指導に気軽に取り組むことができる環境づくりも必要。
- 中学校段階になって障害のある生徒が地域クラブ活動に参加できるようになるためには、幼少期から、親子ともに、地域のイベントや活動に参加できる企画を増やしていくことが肝要である。地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革とあわせて、こうした幼少期からの支援についても充実していくことの検討も必要である。

その他（実行会議における検討体制・プロセス等）

- 実行会議のメンバーを見ると、学校の関係者は校長会の代表が一人であり、これまでの部活動を担ってきた学校現場の課題や願いを反映させる議論ができたのか疑問。地域移行完了までの学校部活動のあり方や学習指導要領における取扱いに向けた議論などもふくめ、今後、議論をすすめるにあたり、当事者である教職員の代表が入ることを強く求める。
- 令和7年1月、文科省とこども家庭庁は学習指導要領改訂に向けた子供たちへの意見聴取を行っている。実行会議の最終とりまとめにおいても、全国の子供たちの思いや願いを活かしていく機会を設けてほしい。
- 最終報告の前に、障害のある生徒や、保護者、親の会等の意見聴取をする機会を設けることも必要であると考える。
- 「各論」に関する検討内容の提示がないことは、重大な問題。ここに例示されている課題こそ、これまでの「改革推進期間」の取組を踏まえて十分に検討されなければならない事項であり、その検討についての意見聴取を経ないで「最終とりまとめ」が行われることがあってはならない。各論の内容に対する意見聴取を行うことを強く求める。
- 実証事業の成果についての多くは成功例として紹介されているが、聞き及んだところ進まなかった例もあるとのこと。問題点をあぶり出し、今後の改革に活かしていくべき。

- 個別課題の具体的な推進については、分野や種目を越えて、広く中学生のための文化芸術活動の振興という観点での取組を喚起すべき。特に全国規模の組織がない分野・種目について、対応が後手になることのないような配慮も明記すべき。